

第十九回 参議院大蔵委員会會議録第四十号

昭和二十九年五月七日(金曜日)午前十一時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 大矢半次郎君

理事

藤野 繁雄君
小林 政夫君
菊川 幸夫君
東 隆君

委員

青柳 秀夫君
岡崎 眞一君
木内 四郎君
白井 勇君
山本 米治君
土田 太郎君
前田 久吉君
三木 興吉郎君
成瀬 橋治君
野村 勝君
堀木 鐵三君
平林 太一君

政府委員

大蔵政務次官 植木康子郎君
大蔵省主計局長 正示啓次郎君
大蔵省主税局長 北島 武雄君
大蔵省理財局長 阪田 泰二君
事務局側
常任委員 木村常次郎君
専門委員 小田 正義君
常任委員 小田 正義君
会専門員 小田 正義君

説明員

大蔵省主計局長 小田 孝次君
局主計官 小田 孝次君

本日の會議に付した事件

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国の所有に属する自動車の交換に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大矢半次郎君) これより大蔵委員会を開会いたします。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

先ず法案の内容の説明を願います。

○政府委員(北島武雄君) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定は、先に国会の御承認を頂きまして、五月一日から効力を発生しております。

わけでございますが、この相互防衛援助協定の第六条におきまして、日米相互防衛援助協定、又はアメリカ合衆国と他の被援助国との間の同種の援助協定に基いて日本国内に輸入され、或いは直接又は間接にアメリカ政府の援助資金によつて国内におきまして調達された資材、需品、装備、こういつたもの

につきましても、内国税の免除を規定しております。この法律案は、御審議願つておりますこの法律案は、この相互防衛援助協定第六条に基きまして免税されたあとの資材の跡始末について規定しております。

が、極く結論だけを簡単に申し上げますと、これらの免税された資材、需品、装備等が協定の目的、用途以外に供された場合におきまして、すでに免除いたしましたところの関税、内国税等を追徴するといったのが主たる内容でございます。

簡単に申し上げますので逐条的にちよつと御説明申し上げます。第一条は目的でございますが、第二条は日本国政府、アメリカ合衆国政府、それから日本以外の国でアメリカ合衆国から相互防衛のための援助を受けている国の政府以外の者が協定第六条に基きまして関税、物品税、或いは揮発油税等の免除を受けまして資材、需品、装備を輸入し、或いは国内におきましてこれらを調達して、製造場、保税地域から移出し、或いは引取つた場合におきましては、これらの資材等、又はこれについて加工し、或いは原料として製造してできた製品につきましては、それが当該政府に引渡される場合におきましてこの協定の目的を達するわけでございます。

指定いたしました期間内にこれらの物を受取るべき政府に引渡されたことの証明のない場合におきましては、特定の場合を除きまして、先に免除された関税等を追徴するというのが第二条の規定でございます。

それから第三条は、協定第六条の規定によりまして関税等の免除を受けて輸入した資材等を政府に引渡す前にこれに加工し、或いはこれを原料として

製造しようとする場合におきましては、この加工、製造は、税関長が期間を指定して承認した工場によつて行われなければならないといひまして、これらの資材の行方をまあ監視するといふ意味合いの規定でございます。

第二項におきまして関税法のそれらの規定を準用しておりますが、これは税関職員の特派の問題或いは手数料の問題、或いは又検査権等の規定でございます。

それから第四条の規定は、協定第六条の規定によりまして関税等の免除を受けて輸入された資材等を譲り受けまして、この譲り受けを新たな輸入とみなしまして、そこから、譲受人から関税を取る。或いは又内国税を取るといふ規定でございます。但しこれも特定の場合には追徴しないといふような規定になっております。

第五条は、国内調達された免税資材等が、これが譲り受けせられる場合におきまして、物品税法等におきまして製造場からの移出或いは引取りとみなしまして、内国税を徴収するといふ規定でございます。

製造しようとする場合におきましては、この加工、製造は、税関長が期間を指定して承認した工場によつて行われなければならないといひまして、これらの資材の行方をまあ監視するといふ意味合いの規定でございます。

第二項におきまして関税法のそれらの規定を準用しておりますが、これは税関職員の特派の問題或いは手数料の問題、或いは又検査権等の規定でございます。

それから第四条の規定は、協定第六条の規定によりまして関税等の免除を受けて輸入された資材等を譲り受けまして、この譲り受けを新たな輸入とみなしまして、そこから、譲受人から関税を取る。或いは又内国税を取るといふ規定でございます。但しこれも特定の場合には追徴しないといふような規定になっております。

第五条は、国内調達された免税資材等が、これが譲り受けせられる場合におきまして、物品税法等におきまして製造場からの移出或いは引取りとみなしまして、内国税を徴収するといふ規定でございます。

第六条は、協定第六条の規定によりまして関税等の免除を受けて輸入した資材等を譲り受けまして、この譲り受けを新たな輸入とみなしまして、そこから、譲受人から関税を取る。或いは又内国税を取るといふ規定でございます。但しこれも特定の場合には追徴しないといふような規定になっております。

第七条は、国内調達された免税資材等が、これが譲り受けせられる場合におきまして、物品税法等におきまして製造場からの移出或いは引取りとみなしまして、内国税を徴収するといふ規定でございます。

第八条は、協定第六条の規定によりまして関税等の免除を受けて輸入した資材等を譲り受けまして、この譲り受けを新たな輸入とみなしまして、そこから、譲受人から関税を取る。或いは又内国税を取るといふ規定でございます。但しこれも特定の場合には追徴しないといふような規定になっております。

第九条は、国内調達された免税資材等が、これが譲り受けせられる場合におきまして、物品税法等におきまして製造場からの移出或いは引取りとみなしまして、内国税を徴収するといふ規定でございます。

第十条は、協定第六条の規定によりまして関税等の免除を受けて輸入した資材等を譲り受けまして、この譲り受けを新たな輸入とみなしまして、そこから、譲受人から関税を取る。或いは又内国税を取るといふ規定でございます。但しこれも特定の場合には追徴しないといふような規定になっております。

第十一条は、国内調達された免税資材等が、これが譲り受けせられる場合におきまして、物品税法等におきまして製造場からの移出或いは引取りとみなしまして、内国税を徴収するといふ規定でございます。

実は只今となつてみますと、国民に新たな義務を負わせて、殊にこの中で罰則に関するものにつきましては、憲法第三十九条におきましては、実行のときに適法であつた行為につきまして刑事上の責任を負ふことはないとこの憲法上の規定がございますので、この附則の規定はこれによつては憲法違反になるかと存ぜられますので、只今としましてはこれを公布の日から施行するように御修正願ひの適當ではないかと存じておるのでございます。

簡単に申し上げますが御説明を終ります。

○委員長(大矢半次郎君) 質疑を行います。

○菊川孝夫君 第三条の「税関長が期間を指定して承認した工場」といふのは実際の取扱いはどういふふうになるのですか。

○政府委員(北島武雄君) 税関長が期間を指定した承認工場を以て加工、製造しなければならぬといふ規定は、先般御審議頂きました関税率法にもちよこちよこあるわけでございます。例えば輸出製造用の原材料の免税或いは又特定の物資を製造するための原料品の免税、こういったものにつきましても税関長が期間を指示して承認した工場、こういったことになっております。

そこで今回の三条も大体同じような規定でございます。輸入のときにおきまして、どういふ工程を経て、そして如何なる形の下において、いつ頃それが出来上がるかといふことは、一応輸入者

側におきましてよく事情を聞いてわかるわけでございます。そこで合理的と認められるところの期間を指定いたしまして承認するわけでございます。現在でも定率法においてそのような取扱いをしております。

○小林政夫君　そうすると保税工場と実質的な取扱いは大体同じでありますか。

○政府委員(北島武雄君)　まあ極く常識的に申しますと大体同じものというふうに御了解願つて結構であります。ただ法律的に申しますと、保税工場におきましては保税工場で加工、製造している間は通関未済でありまして、輸入許可が下りてないわけでございます。従いまして外国貨物に加工、製造を加える、こういう恰好になります。ところが承認工場の場合におきましては、すでに関税免除の手続、通関手続は済まして、ただその後の条件として、こういう工場で一定の期間内にしないといふ、こういうふうな条件を付けてございまして、多少法律的には効果が違つております。実質的には大体同じと御了承願つていいと思ひます。

○小林政夫君　その工場には何か特別の表示等をさせるのですか。

○政府委員(北島武雄君)　特別な表示をさせるということはいたしておりません。ただ工場によりましては、税関から承認されたということが何らかその工場の価値を高めるように考へていふところもありまして、何々税関承認工場といふふうな表示から表示している工場もありますが、法律的には強制いたしておりません。

○菊川孝夫君　この相互防衛援助協定

に伴つて一体どのくらいそれではこの関税の本法の適用を受ける資材が年間来るというふうにあつたのほうでは見込んでいますのですか。

○政府委員(北島武雄君)　この点はちよつと私も事務的にはよくわからな

いのでありますが、殊に関税の免除額を推算する場合におきまして、どういふ種類のものがどの程度来るかといふことが具体的にわからないと、免稅額の推定もできないわけでございます。御承知の通りに本来の目的から申しますと、大体まあ完成兵器が主のように聞いております。で兵器の中にもいろいろ税率がございまして、どのようなのものがどの程度来るかによりまして、実は免稅額の推定が付くのであります。が、只今のところちよつと私もでは免稅額の推定はいたしかねるというふうに御了承願ひたいと思ひます。

○菊川孝夫君　それでこの第二条の「政府の権限ある官憲による証明がされない」といふときは、まあこれは輸入税を徴収する、こういうことになつておりますが、これは「政府の権限ある官憲による証明」といふものはあつたのほうではどういふところの証明を考へておられるのですか。

○政府委員(北島武雄君)　第二条の最初を御覧になりますとわかりますように、ここで政府と申しておりますのは本邦政府、アメリカ合衆国政府及び本邦以外の国でアメリカ合衆国から相互防衛のための援助を受けている国であります。そして本来は大体相互防衛援助協定に基づきまして輸入する場合におきましては、その主体はまあアメリカ政府が大部分ではなからうか、或いは又日本政府のこともあり得るかと思

います。それから又場合によりましては第三国政府もあり得る。それらの当該政府、即ち免稅を受けたところの資材を引取るべきところの政府の官憲の証明でございます。

○菊川孝夫君　これは例へば今年五千万ドルの小麦の円資金による買付を見積り、そのうちの一千万ドルは国内の軍需産業に投融資をするということになつておりますが、あと四千万ドルは、三十六億だけはそういうふうに行くのだから、四千万ドルについては、大体その円資金を使つて、或いは東南アジアとか仏印であるとか、或いは台湾、朝鮮等の諸地域に対して軍需品をアメリカが補給するような場合には、その製造を日本の軍需産業にさしてやろうというものが大体の趣旨じゃないですか。小麦の五千万ドルの使い方にいへば、そうするとその四千万ドルによるところの、以てする、原料品を輸入したり或いは又は組立をするのを日本で作るといふような、部分品を輸入をしたりするといふのは、すべて本法の適用を、第二条によつて適用を受けるように思ふんだが、そのように解釈してよろしいのですか。それからこれを輸出する場合にもその適用を受けらる……

○政府委員(北島武雄君)　農産物の購入協定のほうの五千万ドルの中の四千万ドルにつきましては、円貨相当分をアメリカが保有しておるわけでありまして、それにつきましては相互防衛援助協定の第六条の第一項のbで、結局アメリカ合衆国政府の支出金によつて賄われたところの資材、需品、装備といふことになりまして、これらにつきましては日本の国内におけるところの

内国税が免除されることになつております。で、恐らく四千万ドル分につきましては、日本の国内調達に使われるのではなくるかといふことも承ひたいしておるわけでありまして、従ひましてこの四千万ドル相当の円貨によりまして日本国内で物資が調達される、その場合におきましては物品税、揮発油税等が免除になることになつております。まあ第二条の規定の後段のほうに該当する場合もあり得るかと思ひます。例へば四千万ドルの中から日本の国内で或る原料品を調達いたしまして、それを加工又は製造して、アメリカ政府が引取つて外国へ出すという場合においては、まさに第二条に当てはまるわけでございます。

○菊川孝夫君　その際にその四千万ドルに相当するこの資金を使つて、例へば硫酸結晶であるとか或いは鉄鉱石といふようなものを輸入するような、原料品で輸入するといふような場合は、今のところこの協定上はあり得ないのですか。どうですか。原料品、そういう場合にもこの関税の適用は受けるのですか。それから食糧、そういうような場合、これも資材と解釈してよろしいか、資材、需品と書いてあるから……

○政府委員(北島武雄君)　相互防衛援助協定の第六条におきましては、そういう直接又は間接のアメリカ政府の援助資金で賄われるところの物資につきましては、向うの相互安全保障法の規定によりまして、援助資金は納税の支払のために使われてはならないといふ規定がございまして、そういう規定につきましては、原則として租税を免除するという建前に相成つておりま

す。この協定の第六条におきましてもそういう精神に基づきまして、この協定に基いて日本国に輸入されるところの資材については関税と、それからそれに伴うところの内国税を免除し、直接又は間接の援助資金によりまして国内で調達される資材、需品、装備等につきましては物品税、揮発油税等を免除する、こういうことに相成つております。

○菊川孝夫君　そうしますとこの資材、需品、若しくは装備、装備は大体わかつていますが、需品という範圍は、ただ政府の権限ある官憲が証明したようなものはすべて需品とあなたのほうは解釈せざるを得ないということになるのですか。それからそれ以外の他は適用されるというふうな處はないのですか。

○政府委員(北島武雄君)　資材、需品、装備と申しますのはマテリアル、サプライス、アンド、イクイップメントといふものの翻訳でありまして、結局あらゆる物資が、これはまあ関税法上で申しますれば貨物ということに相成つております。それから先ほどもちよつとお尋ねがあつたと思ひますが、この小麦……、農産物購入協定によりまして日本が購入いたしますところの小麦、大麦につきましてはこの協定の適用を受ける、こういう問題でございますが、実は大麦、小麦につきましてはすでに関税率法の十二条におきまして、一定の場合におきましては関税の軽減、免除をいたすことになつております。現在大麦、小麦につきましては、政令におきまして、MSAの小麦と言わず、すべての小麦、大麦について今のところ関税を免除いたしておりますので、差当

りにおきましてはこの協定の規定によつてやる必要はないのであります。ただ将来関税協定法第十二条の特定の発動する要件が充足されなかつた場合におきましては改めてこちらの協定のほうで免除する、こういうことに相成るかと思ふのであります。

○菊川孝夫君 私のお尋ねするのには、先ほどからよく言つておられるように、需品というものは、原料の本来の素材であつても需品と規定しなければならぬのか。例えば強粘結炭のようなものはどこにでも使えるわけですね。それから鉄鉱石のようなもの、こういうことも需品になつて向うの証明が付いておれば、免除しなければならぬのか、こういう点です。

○政府委員(北島武雄君) 資材、需品、装備とありますが、先ほど申しましたように関税法上の貨物というところに私は私ども解釈いたしております。すべの有形の財産、有体物がこのうちに入つていて私どもは考へております。従ひましてお話をよく、仮に課税されるべき原料品がありまして、それが輸入される場合には関税法上の免除ができることになつております。

○菊川孝夫君 そうしたらそれらの調達資材等の譲受の制限という事項がございまして、それじや一旦輸入税、関税を免除されて入つてしまつていくものについては、そのものの行先が、どんなものが適用とか……、そんなものはこちらではチェックするわけに行かぬのであります。か、どういふふうに使われようが……。

○政府委員(北島武雄君) その点につきましては相互防衛援助協定の第一条におきまして「いずれの一方の政府

も、他方の政府の事前の同意を得ないでその援助を他の目的のために転用してはならない。」という規定もございまして、或いは「これらの援助を供与する政府の事前の同意を得ないで、自国政府の職員若しくは委託を受けた者以外の者又は他の政府に移転しないことを約束する。」、こうなつておりまして、協定の目的以外に使う場合におきましては両政府間の合意が必要となつておられるわけでありまして、その合意に基づきまして日本政府側におきましては、或いはアメリカ政府側におきましても、いろいろ意見の申出をされることに相成つておられるわけでありまして、ただ関税法上の問題といたしましては、仮にこういう合意がございまして、例えばもうそれは防衛目的に使用されないから勝手に売却してもよろしい、仮にこういうような合意がございまして、場合におきまして、関税法等におきましては、その場合に新たな輸入なり或いは製造場からの移出があつたものと考へまして、そこで改めて関税協定法等を適用いたしまして、すでに免税になつた関税等を追徴する、こういう考へ方でありまして。

○菊川孝夫君 それじやもう一点だけ。諸外国の、MSAを受けている国が随分数ございまして、大体どこの国でもこの関税についてはこういう特権を供与することになつておられるのか、この点一つ。

○政府委員(北島武雄君) アメリカから援助を受けておられますところの各政府におきましては、すべてアメリカとこのような同様の協定を結んでおります。

○菊川孝夫君 それからもう一つお尋ねしていただきたいのは、今日日本でアメリカ軍が調達をする、国内調達に向けたやつが、場合にによりましてはほかのアメリカと相互防衛援助協定を結んでおります政府、例えば韓国であるとか中華民国であるとか、仏印のパオダイといつたところへ輸出して、今度は日本国内から国外へ輸出する場合もございまして、そういうものを大体想定しておられると思う。これらにつきましては、やはり業者の直接じやなしに、アメリカ官憲の証明があつた場合にはこれはまあ輸入税も免除するといふことになると思うのだが、まあ今のような平準な状態であつたらさういふことは余りないと思うのですが、これで日本の武器製造会社等が便乗してやつて行くような虞れはないものでございまして、又、兵隊も軍用地なんかで、特別な地域で取扱つちまうのだ、その取扱いがどうなるか、というところは、アメリカから砲弾を千発、これは援助して仏印にやるといふ場合に、日本の武器製造業者がもう千発だけ追加して送るといふとき、これはアメリカの援助によつて、援助物資として日本へ調達されたものであるか、それとも日本の軍需業者が、自分のところの資材で以てこしらえたやつを納めたものであるかといふところの見分けか、どこかで……、これは余りに過ぎる。例えばアメリカから援助の金でこしらえたこの程度、千発よりできないはずであるのに、これが一体国内に二千発もできておつたといふことは、より以上にアメリカの、国内でその資金以上に調達をやつて、そして風雲急を告げる仏印にどん／＼送らな

ければならない、こういう事態も私は想像できると思うのだが、そういったに便乗して来るといふような虞れはございせんのですか。

○政府委員(北島武雄君) まあ先ほどの前半のお尋ねでございまして、日本には現在輸出税といたしましてはございせんので、一応協定の第六條には、「又はそこから輸出される資材、需品又は装備に対してその輸入又は輸出の際に課せられる関税及び内国税の免除」と言つておられますが、具体的、實際にはこの輸出税はございせんのでその点については問題はないわけであつて、課せられる物資を調達して、そして国外に出す、こういう場合はあり得るわけでありまして、その国内におきまして物品税等の本来賦課されるべき物資を仮に米軍が調達するといふ場合におきましては、物品税は免除になるわけでありまして。

○菊川孝夫君 それではもう一点お尋ねしておきたいのは、今もあなたがおつしやつたように輸出税はないとおつしやるが、これは普通の品物は輸出税はないので、これはいいと思ひます。輸出奨励の意味から輸出税を取つたのじやこれはいかんものかと思ひますが、問題はこれの軍需品等について、韓国で問題とか或いは中華民国、それからパオダイ政権等に対しては武器の供給をやるといふことは、隣国の内乱に対してはまあ介入をする、間接的ではあるけれども介入をするという結果になると思ふのだが、じや武器の輸出等についてのもこの国でもこの輸出税といふようなものは全然考へておられないのか。これは普通の資材、品物とは違つて、武器等の輸出については、これはよその国はこういうものは出しておらんのか。それから特に日本として考へなきやならんのは、隣国の内乱に間接介入をすることになるから、そういうものについては或る程度これは輸出税その他によつてチェックしなければならぬのではなからうかと思ふので

府なりが調達して出す、こういうことに相成るかと思ひます。不当に民間の業者が便乗して出すといふようなことはちよつとないのではなからうか。勿論物品税……、仮に政府が民間の業者に委託して、そういう事務をさせる場合の中にはあることと存じますが、その場合におきましては、当該責任ある官憲の証明によつて、それが確かに相互防衛援助のために使われるのであるといふ確認によりまして免除をいたすわけでありまして。御懸念のようなことは万々なからうかと想像しておるのであります。

○菊川孝夫君 それではもう一点お尋ねしておきたいのは、今もあなたがおつしやつたように輸出税はないとおつしやるが、これは普通の品物は輸出税はないので、これはいいと思ひます。輸出奨励の意味から輸出税を取つたのじやこれはいかんものかと思ひますが、問題はこれの軍需品等について、韓国で問題とか或いは中華民国、それからパオダイ政権等に対しては武器の供給をやるといふことは、隣国の内乱に対してはまあ介入をする、間接的ではあるけれども介入をするという結果になると思ふのだが、じや武器の輸出等についてのもこの国でもこの輸出税といふようなものは全然考へておられないのか。これは普通の資材、品物とは違つて、武器等の輸出については、これはよその国はこういうものは出しておらんのか。それから特に日本として考へなきやならんのは、隣国の内乱に間接介入をすることになるから、そういうものについては或る程度これは輸出税その他によつてチェックしなければならぬのではなからうかと思ふので

府なりが調達して出す、こういうことに相成るかと思ひます。不当に民間の業者が便乗して出すといふようなことはちよつとないのではなからうか。勿論物品税……、仮に政府が民間の業者に委託して、そういう事務をさせる場合の中にはあることと存じますが、その場合におきましては、当該責任ある官憲の証明によつて、それが確かに相互防衛援助のために使われるのであるといふ確認によりまして免除をいたすわけでありまして。御懸念のようなことは万々なからうかと想像しておるのであります。

すが、これは何ら制限なしに今のところはやつて行けるものか。それからよその国の例等を御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(北島武雄君) 関税制度の上におきまして輸出税という制度を採用している国も確かにあるものであります。沿革的に申しますと、輸出税を採用している国と申しますのは、大体におきまして未開発の後進国でありまして、関税収入を租税収入の大宗と仰ぐような国であります。又それによりまして財政収入を得ると共に、又他面におきまして輸出された資材に加工されて又あとでその国内に入つて来るから、一種の国内産業保護的な意味合も込めての輸出税はあるのであります。現在輸出税を採用している国は、例えばインド、パキスタン、インドネシア、タイ、セイロン等の極めて少数の国でありまして、比較的先進国である国におきましては輸出税を採用いたしておりません。殊に武器の輸出等について特別の輸出税を課するというような制度を採用している国は、私或いは勉強が足りないのかも知れませんが、今までのところは聞き及んでおりません。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります。質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。なお、修正意見のある方は討論中にお述べを願ひます。

○藤野繁雄君 私は本案に対し修正案を提出いたします。その修正案は次の通り

附則第一項中「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の効力発生の日」を「公布の日」に改める。

修正の理由は、先刻税関部長からも説明がありましたように、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定は五月一日から効力を発生しておりますのでありますから、この法律は遡及して施行すべきものでないからであります。

○菊川孝夫君 私は日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案に対して、社会党第四控室を代表してこれに反対をいたします。

我々はMSA援助協定について、本協定についてこれは真正面から徹底的に反対をいたしております。従いまして援助協定に伴つて立法せられまする法律である本法案に対しては反対をせざるを得ないのであります。これが反対の最も根本的な理由でございます。特にMSA援助協定を受けまして、日本で今余つてゐるような品物に對しましては海外からの援助協定に伴つて税金抜きに入つて参ります。従いましてそれらの、先ほども質問しておりましたように、備品という名目ですら安易に品物が、税金抜きの品物が入つて来る。そしてそれで品物をこしらへるということになれば、どうして日本の民需に對しまして、今非常に各原料品が、鉄鋼にいたしましても、石炭にいたしましても余つて、而もこれがだん／＼値下りを受けて、それらの

業界は非常に不況に立つてゐるときに、不況カルテルまでこしらへなければならぬといふときに、これらの品物が外国から無数に入つて来るというこゝたになります。より以上これらの産業を圧迫することになるのじやないか。それらの点からいたしまして、これらのの特例を設けることは好ましくないのであらうと思ひますが、根本的にはMSA協定そのものに反対であるから本法案に反対いたします。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります。討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) それではこれより採決に入ります。先づ討論中にありました藤野委員の修正案を議題といたします。藤野委員の修正案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員(大矢半次郎君) 多数であります。よつて藤野委員の修正案は可決せられました。

次に只今の修正案を除いた原案について採決いたします。修正部分を除いた原案について賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員(大矢半次郎君) 多数であります。よつて本案は修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續は、前例により委員長に御一任願ひます。それから多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名
山本 米治 白井 勇

土田国太郎 藤野 繁雄
前田 久吉 小林 政夫
岡崎 眞一 青柳 秀夫

○菊川孝夫君 ちよつとここで委員会の運営について御相談いたしたいのですが……

○委員(大矢半次郎君) 速記をとめて

〔速記中止〕

○委員(大矢半次郎君) 速記をつけ

次に物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたしまして、内容の説明を聴取いたします。

○政府委員(正示啓次郎君) それでは物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして簡単に各条の趣旨を御説明申上げたと思ひます。

すでに提案の理由につきまして御説明を申上げたところによつてもおわかりのことと思ひますが、本改正案の根本趣旨は、昨年の風水害等の発生の際におきまして救助の実情等から改正の必要を痛感いたしました。提案いたしました次第でございます。

先ず第二条の第五号の二というものを新しく設けて頂くことにお願ひをいたしておるのでございますが、これは只今も申上げましたように、風水害等の救助の実情から必要でございます。第三号第五号におきまして、応急救助を要する者に対して生活必需品等を譲与又は低額で譲渡できることとなつておることの均衡上も、新らしく貸付けることが出来る場合を規定することとしたのでござい

す。なおこの条項に該当する場合といはしまして現実に想定できますものは大体次のようなことでござい

す。即ち、一つは震災、暴風雨、洪水、火災、その他の災害が発生いたしました場合にございまして、災害救援のため派遣されたが、保安隊、今度は自衛隊ということに直されることになつておりますが、それらの部隊等がその所有する軍具、主に毛布でございますが、或いはその他マツト、テントその他のものを応急救助を要する者に貸付けようとする必要が現実に起つたのであります。更にそういう場合以外に引揚揚護局、或いは各地にございまして国立病院等がその所有するやはり軍具、衣類、鍋、釜等を応急救助を要する者に貸付けようとする必要がある場合、こういう場合が考えられたのであります。第三に、建設省或いは農林省、その他先ほど申しました自衛隊等におきまして、その所有しておりますブートルザー、トラツク、舟艇、トロツコ、シャベル、つるはしその他のものを災害の応急復旧を行方公共団体等に対して貸付けようとする必要がある場合、こういうような場合が大体考えられるのであります。それから水難の場合におきましても只今申上げたような同様のケースが考えられるのであります。こういう場合に備へまして貸付の規定を新らしく設けて頂くというのを御願ひしてゐるのがこの第二条第五号の二に關しましての必要性でございます。

次に第三条第五号の改正でございますが、従来の規定は御承知の通り「生活困窮者又は海外から引き揚げた者若しくは本邦から引き揚げる者であつて

四

応急救助を要する者」となつておつたのでございませうが、譲渡の対象となる者は応急救助を要する者であることにおいて、今回の改正も何ら變つておらないのでございませうが、時勢の推移と申しますか、客観的な情勢の推移に伴ひまして、表現を今回のごとく改めたといふことでございませう。

第三に、第四条の第三号でございませうが、これ又昨年の風水害等の経験に鑑みまして、救助の状況、国有林野と地元との関係等の実情から考えまして、低額で譲渡することのできるよういふことをとらざるものでございませう。

この条項に該当する場合といふは、震災、暴風雨、洪水、火災、その他の災害が発生し、国有林野の所在する地方の地方公共団体又は住民が著しい被害を受けた場合におきまして、罹災者の用に供するための採掘用の薪炭を被害地の地方公共団体に売却するとき、事務所、道路、橋、堤防等の応急復旧の用に供するため、立木、素材、土石等を被害地の地方公共団体に売却するときといふようなことが想定されたものでありませう。

以上申し上げましたように、昨年の風水害等からの実際の経験に徴しまして、先にお定め願ひました物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の更に一層の活用を図りたいという趣旨から本改正案を提案いたしておりますので、何とぞ御審議の上速かに御議決願ひたいと存じます。

○委員長(大矢半次郎君) 質疑を願ひます。

○菊川孝夫君 この第一条の第五号の二の貸付けるといふような場合に、貸

付といひますが、実際に貸付けたものが返つて来るというようにすることが出来るんですか。殆んどこれはもう返つて来る時はばら／＼になつてしまつて、まあ罹災者に対しては寝具を貸付けた、まあ／＼寝具の新しい調達はできないといふんだが、これを低額で以て貸付けようといふのは、一体どのくらいの額で以て貸付けようといふのか。こんなものは殆んどどういふ法律を設けておいても整理はできないんじやないですか。こういう場合には殆んどもう譲与になつてしまふと思ふんですがね。まあ貸付けたことにして、法律の体裁だけは整へるにせよ、整理は私はできないと思ふんだが……。

○政府委員(正示啓次郎君) お答え申し上げます。只今菊川委員の御質問につきまして、現実の必要から無償で貸付けるといふことも実際には譲与することになるのではないかと御趣旨でございませうが、実は私昨年実際にこれは経験いたしましたのでございませうが、各地の被害に當りまして保安隊の持つておりますテント等につきまして非常に強い貸付の要望がございました。現実に学校が流されまして、丁度気候は比較的暑いときでございませうが、野天で授業することは非常に困るし、直ちにバラックを建てるといふてもなかなか手が廻らないから、是非応急的にこのテントを貸してもらいたいという希望が非常にあつたのでございませう。所によりまして希望の達せられた所もありませう。又先年の鳥取の火災におきまして、もうそういう事例があつた。これはたしか国立病院でございませうが、やはり応急的にテントを貸してもらいた

といふ非常なる希望があつたように記憶いたしております。只今の御質問の御趣旨は、応急の貸与でございませうと、まあ貸しておつても直ぐ回収できるのではありませんか、それがする／＼と長くなりましてどうも回収が思うようにならぬのでございませうが、私どもは気持ちいいといふよりも、長くするつもりでございませう。どこまでも物品等につきましては応急にこれを貸しまして、その間必要なバラックを建てるとか、その他の施設をすることによりまして、やはり貸したものは直ぐ回収する、こういうふうな運用に参りたいと思ふ、こう考へておる次第であります。

○菊川孝夫君 いや、私のお尋ねするのは、今の御説明のブルトナーであるとか、そういうようなものは作業が済んだら返つて来るだろうし、又これは簡単に回収できますが、罹災者に対しては毛布を貸付けたといふようなものは、これはなかなか回収できないと思ふんです。それはものによりけりだと思ふんですが、従つて政令等で又細かくこういうものについてはどうやら落して行くことができるかといふような規定があるのかどうか、私は知りませんが毛布のちぎれたようなものは、保安隊で回収してみたらどうしようもないし、布団の汚くなつたようなものを返してもらつてもしょうがないと思ふんですが……。

○政府委員(正示啓次郎君) まあ現実のこれは運用の問題なのでございませうが、御承知のように災害救助費というものを私も支出いたしたのでございませう。この救助費を支出いたしまして、

市町村長が毛布とかその他のものを現実に買つたのであります。ところがその前に、まあ昨年は非常に保安隊が活躍されまして、保安隊がすべて一人々々がその荷物を持つて現場に急行されたのであります。その持つて行つたような物を、例えば学校に集約的に収容した場合にはそこに貸すといふようなことが現実の姿でございませう。又病院からそういう物を持つて取りあへず衛生班が急行するといふようなのが現実の姿なのでございませう。その場合に救助費が現実的に支出されまして、各省において毛布その他の物が救助費で支出された場合には、速かにこの貸したものを回収するといふふうな運用に参りたいと思つております。

この点に関連して一言申し上げたいのであります。物品会計規則という、今各省の物品取扱ひに関する一つの基本的な規定があります。これは御承知のように非常に古い規定でございまして、なか／＼実情に副わないのであります。そこで今大抵各省でそれ／＼定めておられます。特に保安隊あたりはやはりきめておられるのであります。これにつきましては、私どもも実は今国会には間に合なかつたのであります。かゝる民間の方々のお知恵も拝借いたしまして、物品会計法といふものを規定いたしたいと考へておるのであります。その根本精神は、やはり物品会計が非常にルーズになる虞れがありますので、その点はどこまでも締めたい。併し困る持つております物品が、そういう非常の場合に民間のために大いにお役に立つといふことも必要でございませうから、只今のような改正をしてその途を開い

て頂く。併しどこまでもこの処分なり保管、出納の責任は明確にいたしまして、濫に流れないようにいたしたい。只今御指摘のような問題につきましては、やはり現実に譲与するといふか、皆様の手に渡るのには災害救助費で調弁したものを譲与。そして官のもの、御承知のようにそれ／＼官印を捺しておるものでございませうから、そういう官印を捺した、保安隊なら保安隊に所屬する物品がする／＼と民間に渡つて行くようなことのないようにいたしたいといふふうな私どもは考へております。

○菊川孝夫君 非常に面倒なことでございませう、今の物品会計法がある以上はそういう措置も止むを得ないと思ひますが、それ／＼第三号の改正をされるのは時代の推移といふあなたの御説明でありました。これは本邦から引揚げる者であるといふような意味の、前の朝鮮の人たちが引揚げる或いは台湾の人たちが引揚げるといふような場合に適用したので、殆んどそういう必要は今のところは、まあ韓国の人たちが大量にでも朝鮮に引揚げるというこゝとになれば別ですけれども、ないと思ふのですが、生活困窮者というものが入つてあつたのをこれを削られたのはどういふことですか。

○政府委員(正示啓次郎君) 大体この第三条の規定は、先ほど申し上げたように表現を変へただけで、決して運用の實際面におきましては従来と變らないといふ考へ方なのでございませう。大体の考へ方は、只今も申し上げたような応急救助といふような考へ方ではないのでございませう。どこまでも本當の救助といふものは生活保護法なら生活保護法

というふうなそれ／＼の立法に従つてやるのが建前かと存しております。そこで応急救助という建前からいいたしますと、只今のような、従来のような規定の仕方がやや適當ではないじやないかというふうな考え方から今度のような表現にいたしましたのでありまして、生活困難者という方々に対しましては、これはやはり応急救助だけでは無論足りないでございますから、恒久的な応急救助はこれと一緒にやるのでございまして、あと／＼は生活保護法等によりまして恒久的にこれを救助して参る、こういう建前に規定した次第であります。

○菊川孝夫君 私のお尋ねしたいのは、生活困難者というものは、例へば上野の地下道なんかルンペンや失業者の人がたくさんおる。これらは生活困難者だと思ふのですが、これは非常にか、あいつらに置き置いておいたら或いは伝染するといふようなときにどうにかに収容して、あれはあつてに置いておくわけにはいかんという場合に使用のためにこの規定はあるのじやないかと思ふ。これは戦後には非常に多かつたが、最近においてはこういうふうな場合にはこれを適用することにしておいてもいいのじやないかと思ふのです。が、海外に引揚げて行く人たちの、今はそういう必要はないと思ひますので、生活困難者はこのままに残しておいてもいいと思ふのですが。

○政府委員(正木啓次郎君) 只今御指摘のような場合は無論これによつて包括……これに含められるという解釈でございまして。たゞ／＼極端な話を申し上げますと、浮浪癖と申しますか、負

担力はあるけれどもたま／＼その中に入つておつたというふうな場合にも、この負担力のある者と一緒に応急救助はいたそう、こういう考え方をとつたのでございまして、その代り長く救助する場合には、負担力のありや否やをけじめを付けよう、こういう考え方でございます。

○菊川孝夫君 もう一点、第四条の三ですがね、国有林野の所在する地方」といふことがあつたんですが、「地方」といふ言葉は、愛知県にあるならば愛知県の地方公共団体へ貸す、ないとは隣県からは駄目ですか、これはどういふふうにこの「地方」といふ解釈はあなたのほうでは解釈されておりますか。「地方」といふのは法律上にはこれは殆んどないと思ふのですがね。どういふふうにも解釈できると思ふのです。「地方」といふことになりましたと、中国地方というのあれば、九州地方、愛知県地方、東京地方というふうなことで、これは非常にどんな解釈でもいい。法律に「地方」といふふうな表現しておくのはどうかと思ふのですが、あなたのほうの立法の趣旨を一つお尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(正木啓次郎君) 立法の趣旨といたしましては、先ほども御説明申上げましたように、国有林野といふのはその所在する地方民によつて愛され、又は国有林があることが何かの場合には役に立つという考えを持つて頂くことが狙ひであります。そこでわかりやすく申上げますと、物理的な近接感といふものがこれを規定するものと考えるのであります。然らば法律的にこれを規定した場合には、営林局とか或いは営林署というものがございま

して、それがそれ／＼管轄区域があるわけでありまして、その管轄区域が行政区域をそれ／＼定めておることは御承知の通りでございまして、これによりまして、厳密に申しますと、今御指摘のように、何県の管轄はどの営林局であり、或いはこの営林署がそれを管轄しておるかということによつて分けて行くことが法律上或いは法令上の筋かと思ひます。

○菊川孝夫君 それでこれは非常に大きな営林署のある県もありますれば、そういうものが無い県もございましてね。例へば東京とか大阪なんかは営林署はない。ところが災害とか火災とか何とかいふものはこういうところには多いと思ふ。水害とか罹災者は多い。岐阜県のような山のあるところは営林署が多い。だから黒川には沿するけれども、例へば東京や大阪は非常な災害を受けて罹災者の数は多い。ところがこの「地方」といふのがあなたの今のような御解釈で行きますと、この適用を受けんといふことになりました。これはどういふことになりましたか、関東地方といふことになりましたか、関東地方といふことになりましたか……

○政府委員(正木啓次郎君) 誠に御尤もな御質問でございまして、やはり私もこれを規定いたしました場合に、先ほども申上げましたように、物理的な近接感といふものを基本に考えております。昨年のようにそれ／＼水害等がありました場合には、その府県なら府県の中にある国有林野のものを先ず利用するといふふうな考え方でもございまして、併し現実には、御指摘のように、東京ではそれではどういふことになるかといふと、やはり東京都内にある国有林野というものが先ず最

も考えられるのでありますが、これは具体的に所在するかどうか、今ちよつとチエックできなかったものであります。が、ないといふことになりましたと、やはりちよつとこの条件を適用することができないといふ場合もあり得るわけでございます。そういう場合には別の方法を考えなければならんと考えております。

○菊川孝夫君 だから私の申上げるのは「国有林野の所在する地方の」といふのは入れなくてもいいのじやないか、実際は応急のときなら、東京がえらい災害を受けている、或いは大阪が災害を受けているようなときに、岐阜の営林署からこいつを適用して木材を送るという場合もあり得ると思ふので。同じ岐阜にいたしましては飛騨地方と美濃地方であつたら、これは「地方」といふのが、あなたはまあ今の御説明ではその県内といふことになりましたと、その県内に起きた場合にはいい。三重県に起きたり名古屋に起きたりしたときに岐阜や愛知県の境あたりには営林署がたくさんある。国有林があるのであります。あそこから送つたら常識だろうと思ふのです。それをあなたの御説明のように固定して御答弁されるのは非常にむずかしい。近接感といふのはこれはわかるのだ。

○説明員(小幡孝次郎君) お答えいたします。この改正の趣旨と申しますのは、国有林野事業は特別会計で経理をしております。特別会計といたしましてはやはり企業的に経営するといふのが趣旨でございまして、併し実際問題として、例へば印刷局とか造幣局というように、工場なら工場と

いろいろものを置いて経営するといふだけでは十分な活動はできないわけですね。やはり本当に地元の労働力といふものの協力を仰いでやらないと円滑な運営はできない。そこで特別会計といたしましては、基本的に経営いたしまして関係からいたしまして、まあ時価で国有林野の林産物を売つて行くといふのが趣旨でございまして、併しそういうふうな物理的な繋がりといふものはどうしても必要なんです。現にこの間の災害等におきまして、鉄道は運賃を安くしてくれる。併しながら国有林野は特別会計である、政府の会計であるために縛られておりました。そういう何らサービスしてもらえない。こういうことで地元の協力といふものは、地元の協力に對しましてまあ或る程度陰がさして来るといふような関係もございまして、その国有林野特別会計、国有林野の特殊性に鑑みまして、特にそういう災害が起きた場合には、日頃いろ／＼お世話になつておるのであるから安く売つて行こう。こういうことでございまして、長野の国有林野があつて、東京に災害があつた場合に安く売るといふ処置までは考えておらないのであります。趣旨といたしましては、只今申上げましたような趣旨でございまして、まあ表現といたしまして、如何に規定すればはつきりするかといふことになりましたと、まあ／＼表現の仕方がございせんので、まあその「所在する地方」といふことで表現しておきました。そしてそれによりまして農林省、大蔵省のほうと早急に協議をいたしまして、具体的に運用して行きたいと、まあこういうふうな考え方でおる次第でございまして。

○菊川孝夫君 立法の趣旨は大体わかりました。わかりましたが、運用の面になつて参りますと、地方公共団体又は住民、こういうことになつておるのです、これで例へば今の御説明明だと県単位にお考えになつておるようでございますが、県といつても非常に広いのでね。例へば長野県の上松、この前のような災害があつたというやうなときに、県が災害があつたものと解釈するか、地方公共団体とこう書いてあるから、県市町村をお考えになつておるだらうと思ふが、村だけにあつた場合でも県内にあるものは全部するの、援助を受けられるということになつて来ると、これは非常に理窟を言ふやうでございますけれども、この法律はどうでも解釈できるという成文なんです。今主計官の御説明でもあんなの御説明でも、非常に幅のあるやうなないやうな、当該地方公共団体に対して……と、こうやつてあるでしよう。だから或る市がやられたということになつたら、その市が災害を受けたというのか、県が災害を受けたというように解釈するのですか。それによつては県内、その市の範囲内には営林署がなくとも、県にあつた場合には本条の適用は受けられることになるのですか、県が災害を受けたという大きな見方をすれば……と、ところが実際にはその市町村が災害を受けたという場合には、市の中にはそういうものがないということになれば適用を受けられないということになる、地方公共団体と書いてあるから、それを県内にあるのだと解釈すれば、県内にあるならどこでも受けられる、こういうことになる。

○木内四郎君 ちよつと速記をとめてもらつて、僕もそれについて考えがあるから……。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をとめて下さい。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけて下さい。他に御発言もないやうであります、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと認めます。

岡崎 眞一 小林 政夫
東 隆

簡単に申し上げますと、政府各官庁が相当外車を使つておるわけでありまして。まあ最近の国際収支の状況から考えまして、外車の新しい輸入というものは極力抑えたい。先ず官庁は率先してそういう事に出たいと思つておるのであります。ところがそのために昨年の暮にも次官会議の申合せもいたしました。やうな次第であります。又一方燃料も御承知のようにこれは殆んど輸入に待つておるやうな次第でございます。併しこのやうな考えを持つております。併し国全体として外車が必要な場合もございまして、官庁が持つておられますやうな外車を民間に交換で出しまして、そして民間が持つておる小型自動車というやうなものを逆に官庁が使うというやうなことをいたしますれば、これは官民共にその必要を充足するのみならず、只今も申上げたやうな外貨の節約、燃料の面からの外貨の節約、両方の効果を生ずることに相成るのであります。そこで私どもとしましては前々からそういうことを考えておつたのでございまして、特に最近の国際収支の状況から考えまして、その必要性の非常に緊切なことを痛感いたしましたのであります。

それから更に附加しますと、自動車の修理費というものが役所ではばかにならないのであります。年々相当の修理費を使つておりますが、これなどもやはり古くなるほどたくさん要することは菊川委員も御承知の通りであります。そういうためには、やはり或る程度古くなりましものは比較的小型又は中型の新しいものと交換をして頂きますして、修理費の節約も図るというやうな点も狙つておるのであります。いずれにいたしましても、官庁が自動車を持つておられて、それをいわゆる廃棄処分にするまで使わなければならぬというところでやりますと、無駄な燃料を使つたり、又ときどきは役所側が大きな自動車でも走り廻つておる、いわゆる四万台は税金で走つておるというやうな御非難等もございまして、非常に私も辛い立場に立つておるやうなこともあるのであります。併し、この場合に極力燃料も要らないし、修理費も余りかからないやうな自動車と交換をして、そしていわゆる冗費節約の一端に資するやうなやり方をやるには、この交換の途を開いて頂くことが非常に必要ではないか。こういうことを痛切に感じましてこの法案を提出いたしておるやうな次第でございます。

○菊川孝夫君 御説明の趣旨誠に結構だと思ひまして、これはもう大賛成です。大いにやつてもらいたい。先ず率先して大蔵大臣から大蔵政務次官の乗つてゐる外国車を一つトヨペットなりダットサンなりにお替へになるといふことを勵行し、本官に官庁がおやりになる。これは冗談でなしに、私は機会あるごとに問題を出して申上げてゐる。そして国会のほうでも議院運営委員会の小委員会かなんかで……。外国車を全部国産にするというところになつて参りますと、会社の重役連中も大蔵大臣があんな車に乗つてゐるのに何々会社社の重役が高級車に乗つてゐるわけに行かんというので、それは皆ハイヤーなり何なりに行つてしまふ。ハイヤーはこれは金儲けですから、一般誰でも乗せるのですから、それに廻してしま

うということとはこれは非常にいいことだと思ふんです。この趣旨にはまるきり賛成です。大いにやつて頂きたいと思ふのですが、さて今度は実際の面においてこれやめられますか。おやりになる決意ですか、強硬に……。少くともこの法律を設けられて、あなただの提案説明のようであつたらざるきり賛成ですが、少しづつ……、各省先ず上のほうから、大臣の車を替へてしまつたら政務次官は外車に乗つてはいかんと……、政務次官があんな車に乗つてゐるのに局長が外車に乗つてはいかんと……、提議された以上はやつて行けないと……。

○政府委員(正示啓次郎君) お答へ申上げますが、相当強い決意を以て臨んでゐる次第であります。それはただ口頭だけで申上げたものではおわかりになつて頂けないと思ひますが、先般自然成立いたしました予算に計上いたしました車の購入台数、これを最近の年度に比較いたしました。すると、二十六年から申上げますと、二十六年には五百四十四台、二十七年は四百一十台、二十八年度は四百台、少しづつ減つておりますが、大体四、五百台ぐらゐのものを毎年購入予定いたしておつたのであります。二十九年度におきましては僅かに四十三台、これは全く止むを得ないところだけでございまして、例えば外務省が急にどうしても新しく在外公館を開くために十三台内外、それから郵政省にどうしても必要な自動車十六台というふうなことをだけを計上いたしてゐるような次第で

ございまして、この一事を以ちまして新規の購入というものは一切いたさないで、只今申上げたようにどうしても必要な場合には、古いほうと比較的小型のものを交換して頂く、それによつて燃料費並びに修理費の節約に資して行くというところでございまして。又最近も実は役所の中でも現実に交換をしたいというふうな話もあるのではありませんが、今のところその途が開かれておりませんので、この法律の成立するのを待つてゐるような事実もございまして。いずれにいたしましても、私もこの交換法が成立いたしました時は十分これを活用いたしまして、従来とかくの非難のありました官庁の自動車に対する非難をできるだけ緩和して行きたいというふうに考へます。

○菊川孝夫君 いや、いいんですが、今申しましたように地方へ参りました、これはどこでもそうでございまして、出先機関なんかでも、例えば国税局であるとか、それから財務局なりというところへ参りまして、地方へ参りまして、局長級でもそれはもう一流の会社の重役級の車を持つておるのです。これは一体どこから借りて来たのだ……。それからもう地方公共団体へ行けば知事、市長、議長という方々も皆高級自動車を持つておつて、全くびつくりするような車であつて、来てくられて、これは誰の車ですかと言つたら局長さんですというふうなわけ、我々もこれは大分えらい大したものですねというふうな……、大蔵省でも出先ではそういういい車を持つておられる。そういう今のあなたのおつしやられるようなのは、初めはそういう勢いでえらい説明しておつた

のですが、しまひになつてくればばけしてしまつておるのだ。今使えるやつはクライスラーでも何でも使つておつて、これは修繕費がかかるようになつたら替へると、それでなしに、今利用してゐるやつでもクライスラーの必要を認めない。従つて局長用の車のごときは少くともクライスラーだとかそういう高級車は全部やめまして、ダットサンなりトヨペットに替へると、こういう趣旨ですか、どうですか、はつきりしておいて実際にやつてもらいたい。

○政府委員(正示啓次郎君) 先ほど申上げましたように、やはり燃料の節約ということも非常に大きな要素になつております。私のほうで試算をいたしましたところでは、中型車と大型車との比較でございまして、維持費が非常に違ひのであります。例えばいゝゆる申しますと……。

○菊川孝夫君 いやわかつておりませう。おるとかいうふうなものは、これは替へて行くといふことが、この法律の大きな狙ひになつてゐるというところは先ほども申上げた通りであります。

○菊川孝夫君 結構だと思ひます。

○土田國太郎君 政令というのはいかうですか、具体的に御説明願ひたい。簡単にいいですよ、要点だけ。

○政府委員(正示啓次郎君) これはまだ各省各庁と十分検討いたしておりましたが、私のほうで一応考えました条文を申上げてみますと、国の所有に属する自動車の交換に關する法律第一項の規定により交換をすることが出来る場合は、各省各庁の長が国において引續き所有することを不適当と認める国の所有に属する普通自動車又は小型自動車を国以外の者が所有する小型自動車と交換する場合に限るものとすると、いふうなことを骨子にいたしました政令でございまして。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでありますから、質疑は終了したものと認めて御異議ございせんか。

○委員(大矢半次郎君) 御異議ないかと認めます。

○委員(大矢半次郎君) 御異議ないかと認めます。

○菊川孝夫君 私は国の所有に属する自動車の交換に關する法律に對しまして全面的に賛成の意を表します。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言ありませんか、今の國民感情にも誠に合致するし、又國の財政経済状態にも誠に適切な法律だと思ひますので、これはこの法律に對して賛成すると同時に

に、今提案説明をされました趣旨に従ひまして実現をさせるように願ひたい。特に大蔵省におかれましては予算の査定をおやりになりますので、大蔵省關係の車がいろいろこの法律の適用によつて小型の国内車にどん／＼と替つておるにもかかわらず、他官庁が予算の折衝に來た場合に高級車に乗つてやつて来るというふうなことになるかと、先ずお前のところの車を替へて來い、それから一つ予算折衝だ、こういうふうに関直つてやれるくらいに、一つ率先してあなたのほうでやりになつて、それから各官庁にびし／＼おやりになるということになると、我々國會もこれに協力することにはやぶさかでないと思ふ。大いに協力してやつて行きたいと思ふので、従来、休の日には熱海の高級旅館の前には高級自動車車がずらりと列をなすとか、或いは赤坂や柳橋等の待合の前には高級自動車、而も官庁用的高级自動車がナンバーに布を被せて列をなしておるというふうな非難に對しまして、この際、これは本當に与野党を問わず、率直に應へなければならぬ。それらのために、これは大蔵省において本法律実施のときには非常な熱意と勇氣を以て実施に當つて頂きたいといふことを希望申上げまして、本法律案に賛成をいたします。

○委員(大矢半次郎君) 他に御発言もないようでありますから、討論は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(大矢半次郎君) 御異議ないかと認めます。

○委員(大矢半次郎君) 御異議ないかと認めます。

○委員(大矢半次郎君) 御異議ないかと認めます。

る法律案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢半次郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手続は前例により、委員長に御一任願いたいと存じます。それから多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

前田 久吉 東 隆
木内 四郎 菊川 孝夫
山本 米治 白井 勇
小林 政夫 岡崎 眞一
成瀬 幡治 藤野 繁雄
土田 国太郎

○委員長(大矢半次郎君) 暫時休憩いたします。

午後零時五十七分休憩

午後三時四十二分開会

○委員長(大矢半次郎君) 休憩前に引き続き委員会を開会いたします。

これより秘密会にいたします。

午後三時四十三分秘密会に移る

○委員長(大矢半次郎君) 速記をとめて。

午後三時四十四分速記中止

午後四時四十三分速記開始

○委員長(大矢半次郎君) 速記を始めて。これにて秘密会を終わります。

午後四時四十四分秘密会を終る

○委員長(大矢半次郎君) それでは本日はこの程度にて散会いたします。

午後四時四十五分散会

昭和二十九年五月十七日印刷

昭和二十九年五月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局